食料・農業・農村政策審議会　家畜衛生部会
第17回牛豚等疾病小委員会
議事録

農林水産省消費・安全局

食料・農業・農村政策審議会　家畜衛生部会
第17回牛豚等疾病小委員会議事次第

日　時：平成23年6月10日12：59～15：53

場　所：農林水産省本省　第2特別会議室

1．開　会

2．あいさつ

3．議　題

（1）委員長の互選

（2）家畜衛生をめぐる情勢等について

（3）審議

（4）その他

4．閉　会

○国内防疫調整官　定刻前ではございますけれども、ただいまから「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会」第17回「牛豚等疾病小委員会」を開催いたします。

私は、本小委員会の事務局を担当しております、動物衛生課の国内防疫調整官の伏見でございます。よろしくお願いします。

今般、本小委員会の臨時委員、専門委員の改選が行われ、それ以降、初めての本小委員会の開催となりますので、委員長が選出されるまでの間、私が司会進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

配付資料の名簿をごらんいただきたいのですが、まず、本小委員会の臨時委員として所属していただきます、国立感染症研究所の岡部委員でございます。

北海道十勝家畜保健衛生所の西委員でございます。

帝京科学大学の村上委員でございます。

引き続き、専門委員として所属していただきますのは、東京大学の明石委員でございます。

東北大学の佐藤委員でございます。

株式会社微生物科学研究所の清水委員でございます。

動物衛生研究所の津田委員でございます。

動物衛生研究所の恒光委員でございます。

千葉県農業共済組合連合会の平田委員でございます。

ただいま御紹介させていただきましたとおり、現在、牛豚等疾病小委員会の委員の数は９名でございまして、全員御出席でございます。よって、食料・農業・農村政策審議会令の第８条の規定により、本小委員会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、開催に当たりまして、消費・安全局長の奥原の方からごあいさつ申し上げます。

○消費・安全局長　消費・安全局長の奥原でございます。よろしくお願いします。

今日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。それから、このたびは委員をお引き受けいただきまして、本当に感謝をしております。

さて、昨年４月には、宮崎県で口蹄疫が発生いたしまして、合計で30万頭に及ぶ殺処分を行うという事態になったわけでございます。

この事態を踏まえまして、村上委員にも御参加いただきまして、口蹄疫の検証委員会というものをつくりまして、都合17回にわたりまして、相当濃密な検証をいただいて、これからの改善策についての御提言もいただきました。

これを踏まえた上での家伝法の改正案が、この国会に出されて既に成立をしております。農林省のこれからの提出予定法案は、全部で３本ございましたけれども、３番目に出した方案でありながら、国会の方でもこの法律が一番重要であるということで、一番先に審議をしていただいて最初に成立し、４月４日に既に交付されているところでございます。

検証委員会の報告も、それから家伝法の改正もそうでございますが、大きな考え方として、何よりも日ごろからの予防、発生したときの早期の通報、それから的確な初動と、この３つが何よりも重要であるという考え方が貫かれております。

その観点で、法改正のときには、殺処分の手当金を従来、評価額の５分の４でしたけれども、これを５分の５に引き上げるという改正も行われております。

ですが、この５分の５に引き上げる、その代わりといいますか、それとセットで、日ごろからの予防あるいは早期の通報、それから初動への協力、これらがきちんとできていない場合には、この手当金は削減するということまで盛り込まれております。そのぐらい、この予防と早期通報と初動のところを徹底するという考え方で、この法律はできているということでございます。

既にこの法律の一部は施行されておりますけれども、今回の一連の検証委員会、それから法改正のことを考えますと、一番重要な、この制度改正の魂と言うべきものは、この飼養衛生管理基準、それから防疫指針、この２つだと我々は思っております。ここのところを本当にきちんとしたものにした上で現場に定着をさせませんと、紙には書いてみたものの、現場ではきちんと行われないという話になってしまいますので、この２つをどうするか、極めて重要な話であると我々は思っております。

そういう意味で、この小委員会で御検討いただくというのは、非常に重いテーマになるかと思いますが、現場の実態を踏まえながら、最新の科学的な知見、それから先進国の状況、そういったものを踏まえながら、的確なものをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○国内防疫調整官　どうもありがとうございました。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、プレスの方は、御退室願います。

（報道関係者退室）

○国内防疫調整官　それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、お手元にございますが、資料 No. 1 から 10 までと、最後に参考資料をお配りしております。御確認願います。落丁等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。

なお、資料につきましては、委員限りでございますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議の進め方についてですが、まず、事務局から本小委員会について簡単に御説明をさせていただいた後に、委員長の互選をしていただきます。

その後、家畜衛生を巡る情勢等について、質疑応答の後に、各事項について御審議をいただくことになっております。

それでは、本小委員会について、説明を私の方からさせていただきます。

資料１をごらんください。

資料１は「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」ということでございます。

まず、部会というのは、家畜衛生部会のことでございますが、その審議会の中に部会を定めることになっております。

１枚めくっていただきまして、そこの家畜衛生部会の運営内規というものがございます。そこの第２条、真ん中辺りにございますけれども、部会に「小委員会を置き」とございまして、３つの小委員会が家畜衛生部会にはございます。３つというのは、牛豚等疾病小委員会、家きん疾病小委員会、プリオン病小委員会でございます。

本日、お集まりいただいた先生方には、牛豚等疾病小委員会に所属していただいており、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査・審議していただくことになります。

また、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うことにもなっております。

それで、後ほど小委員長を互選していただきますが、それは第４条の方に臨時委員の互選によってこれを定めると書いてございます。

１枚めくっていただきますと、これは突然書いてございますけれども、資料 10 の方で、サンマリノ共和国の口蹄疫等の清浄国認定を説明させていただきますが、これは、どういうことかと申しますと、外国の指定検疫物の輸入に関するリスク評価の検討体制ということで書いてございますが、真ん中に家畜衛生部会というところがございまして、ここでは家畜衛生上の影響が大きい案件について、衛生部会へ意見の聴取または報告するということになっています。

そこに、先ほど申し上げたとおり、３つの小委員会がございまして、牛豚等疾病小委員会の方で具体的に、まず、説明させていただき、質疑応答がございましたらするということです。では、今回のサンマリノ共和国の話はどうなるかというと、プロトコールが下に３つございますけれども、真ん中に過去にサンマリノから輸入実績はございませんので、家畜衛生上の影響が中程度の場合ということで、小委員会の方で説明をさせていただいて、了承をいただいた上で家畜衛生部会に報告するという手続がございます。

説明の方は、以上でございます。今の内容について、何か御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に委員長の互選に移らせていただきます。委員長は、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規第４条によりまして、本小委員会に所属していただいております臨時委員の岡部委員、西委員、村上委員の３名の中から、本小委員会に属する臨時委員の互選によって定めるとなっております。委員長の互選について、何か御意見がございましたら、お願いいたします。

西委員、お願いします。

○西委員 [redacted]

○岡部委員 [redacted]

○国内防疫調整官　わかりました。ただいま御提案いただいて、異議がないということでございますので、それでは、村上委員が本小委員会の委員長となられましたので、村上委員長にごあいさつをしていただくとともに、恐縮でございますけれども、以降の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○村上委員長　御指名によりまして、大役を仰せつかりました村上でございます。今般の法改正を受けまして、当委員会では大変多数の審議事項がございます。円滑な審議に向けまして、委員の皆様方の御協力を是非、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に移らせていただきます。

まず、資料２の家畜衛生を巡る情勢、口蹄疫対策検証委員会報告書、家畜伝染病予防法の改正についてですが、あらかじめ資料も送られていると思いますので、事務局からの説明は省略させていただき、質疑応答のみにしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村上委員長　ありがとうございます。では、異議なしということで、資料２について、お願いします。

それでは、まず、資料２について委員から御質問等がございますでしょうか。ございませんか。

ないようでしたら、それでは、引き続きまして、改正家畜伝染病予防法の施行に向けての飼養管理衛生基準の見直し等の審議に移りたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

○国内防疫調整官　それでは、資料３をごらんください。読み上げさせていただきます。

この諮問は、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会会長あてに諮問されているものでございます。それでは、読ませていただきます。

諮問、家畜伝染病予防法第３条の２、第７項及び第 12 条の３、第４項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記、１、牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。

２、牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。

３、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を変更すること。

４、アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。

５、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針を変更すること。

６、飼養衛生管理基準を改正すること。

これらの６項目につきましては、先月開催されました第 11 回家畜衛生部会に諮問いたしまして、その中で、牛豚等疾病小委員会及び家きん疾病小委員会において、技術的、専門的検討をしていただいた上で、その報告を踏まえて、改めて家畜衛生部会で審議していただくということになっております。

また、本日は、このほか、早期通報の対象となっております症状の特定や口蹄疫に関する防疫作業マニュアルについても御意見をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○村上委員長　それでは、これについて順次審議していきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○川田補佐　動物衛生課の川田でございます。それでは、私の方から飼養衛生管理基準の案につきまして、資料４に基づいて御説明させていただきます。

まず、お手元に、先ほどお話がありましたが、資料２の中の、このような横書きの資料がございますが、この中の 13 ページを開いていただきたいと思いますが、検証委員会の報告書の概要というページになってございます。今回、日ごろの予防と、これが何よりも大事であるということから、検証委員会で御議論いただきまして、その 13 ページ、中ほど４番にございますように、畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方という、今後の対応、進むべき方向という形でまとめられた中に項目がございます。

この中の上から３つ目ほどのマルに飼養衛生管理基準の内容をより具体的なものとすることが必要と、現行の家伝法の中にも飼養衛生管理基準は定められておりますが、更により具体的なものとすることが必要とあります。

更にその下でございますが、飼料や家畜、生乳などの運送などで農場間を移動する車両について、日ごろから消毒を徹底すべきであると、それから複数農場に立入りする獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜の運搬業者、死亡獣畜の処理業者、飼料運搬業者等についても消毒を徹底すべきであるということでございます。

更に１枚めくっていただきまして、15 ページに書いてございますが、上から２つ目のマルのところで、大規模経営について触れられております。家畜保健衛生所・獣医師会などと連携のとれる獣医師を置く必要があるのではないか。

更に、現場の管理者に対して、獣医師・家保へ速やかに通報することを社内ルールとしてきちんと義務づけることが必要であるというようなまとめがされております。

更に、その下、11 番、その他のところの上から４つ目ほどのマルでございますが、侵入経路の早期特定を容易にする観点から、記録を取っておくことが必要であると、これらを義務づけるべきであるというようなとりまとめがされたところでございます。

これらのとりまとめ事項につきまして、我々の方で飼養衛生管理、農家の方に守っていただくべき飼養衛生管理の基準についてどうあるべきか、ということについて事務局の案をまとめさせていただきましたので、御説明をさせていただきます。

こちらの資料につきましては、前半，A4 の紙につきましては、飼養衛生管理基準の案として、ウシ、ウマ、メンヨウ、ヤギ、スイギュウ、シカのバージョンと、それからめくっていただきますと、ブタ、イノシシというバージョンの資料になってございます。

更に、A3 のお手元に横長の紙が用意してございます。この紙の中にウシの基準、それからブタの基準という形で併記する形でとりまとめさせていただいておりますので、私の方

から、これを読み上げる形で御説明をさせていただきます。

まず、１番といたしまして、家畜防疫に関する最新情報の把握という観点からの基準ということでございますが、自ら飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及び蔓延の防止に関する情報を家畜保健衛生所が開催する講習会への参加、それから農林水産省のホームページへのアクセス等を通じて積極的に把握すること。

２番としては、家畜飼養区域（バイオセキュリティーゾーン）の設定ということに関する基準でございます。

２番といたしまして、農場敷地を重点的な衛生管理が必要な家畜の飼養等を行う区域、家畜飼養区域というふうに呼んでおりますが、それとそれ以外の区域、いわゆる居住する区域というようなものに分けることと。

３番といたしまして、家畜飼養区域への病原体の持込みを防止するための基準ということでございます。

家畜飼養区域の出入口を設けること。更に、必要のない者を家畜飼養区域に立ち入らせないようにし、及びやむを得ず立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該場所への看板の設置であるとか、その他必要な措置を講じること。

それから、家畜飼養区域の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る車両は出入りの際に当該設備を用いて消毒を行わせること。括弧書きといたしまして、ただ、その立ち入る車両等が農場に設置してあるものと同等の消毒設備を所有してきた場合、それらを使用することで消毒に替えることはできるというような除外を設けております。

これらの基準については、ウシの基準、それからブタの基準とほぼ同じものというふうに考えてございます。

５番ということで、家畜飼養区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者は出入りの際に当該設備を用いて消毒を行わせること。

続きまして、１枚めくっていただきまして６番でございます。家畜飼養区域専用の衣服及び靴を設置し、家畜飼養区域に出入りする者はこれを確実に使用すること。ただし、括弧書きといたしまして、出入りする者が当該家畜飼養区域専用の衣服、靴、これらを持参して使用する場合においては、この限りではないというような基準になってございます。

続きまして７番、その日のうちに他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者、更に過去１週間以内に海外から入国した者を家畜飼養区域に立ち入らせないようにすること。やむを得ず立ち入らせる場合には、立ち入った者の使用した衣服、更に靴、これらを使用後に洗浄、消毒、その他農場に立ち入るほかの者に使わせないような措置を講じること。

８番でございます。家畜飼養区域及び畜舎へ持ち込む際の措置ということでございまして、他の畜産関係施設で使用した、または使用したおそれのある物品、こういったもので飼養する家畜に直接接触する物品等を家畜飼養区域及び畜舎内に持ち込む場合には、洗浄更に消毒、これらを行わせることでございます。

９番、過去４か月以内に海外で使用した衣服または靴を家畜飼養区域に持ち込まないこ

と。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄または消毒、その他の措置を講じることでございます。

続きまして10番でございます。10番は、野生生物等からの病原体の感染防止という観点からの基準でございます。

まず、10番といたしまして、畜舎の給餌設備、給水設備及び飼料の保管場所に家畜及びネズミ、野鳥等の野生動物の排泄物等が混入しないよう必要な措置を講じること。

1枚めくっていただきまして、11番でございます。野生生物の排泄物が混入するおそれのある水を飲料水として用いる場合には、消毒をすること。ただし、放牧の場合等については現実的ではないという観点から除くという規定を設けさせていただいております。

更に12番といたしまして、ネズミ、野鳥等、野生動物またはハエ等の害虫の駆除を行うために必要な措置を講じること。

続きまして、13番、家畜を放牧等により屋外で飼養する場合には、シカ、イノシシの侵入や接触を防止するため、柵の設置、その他の措置を講じること。

続きまして、今度は、家畜飼養区域の衛生状態の確保という観点からの基準でございます。

14番といたしまして、畜舎等の家畜飼養区域内の施設及び器具の清掃または消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他、体液が付着した物品を使用する際は、1頭ごとに消毒または交換をすること。

15番でございます。家畜の出荷等により、畜房やハッチが空になった場合には、清掃及び消毒をすること。

16番、家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

1枚めくっていただきまして、14ページでございます。今度は、家畜の健康観察と問題がある場合の対処という観点からの基準でございます。

17番といたしまして、健康観察の結果、法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状、これはまた後ほど御説明させていただきますが、この症状があるときには、直ちに家保に通報すること。これ以外の異常が認められた場合、その他必要な場合には、速やかに獣医師の診療を受け、または指導を求めること。

18番といたしまして、毎日飼養家畜の健康観察を行うこと。

19番、他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況の確認、導入家畜の健康状態の確認等により、健康な家畜を導入すること。導入家畜に家畜の伝染性疾病の可能性のある異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。

20番、家畜を他の農場、家畜市場、と畜場等に出荷する場合には、家畜に付着した糞等の汚れを取り除くとともに、出荷の直前に当該家畜の健康状態を確認し、異常が確認された場合には、その家畜の出荷を行わないこと。

21番、家畜の死亡率の急激な上昇や同様な症状を呈する家畜の増加が確認された場合。

これは、括弧書きでございますが、その原因が明らかな場合には除くというような規定を設けてございます。

これらの場合には、獣医師の診療を受け、家畜伝染病でないことが確認されるまで、農場からの家畜の出荷は行わないこと。異常が特定症状である場合には、家畜と更にその畜産物の出荷も行わないというような規定になってございます。

15ページ、これは埋却地の確保ということで基準を設けさせていただいております。

22番、家畜伝染病の発生時に患畜等の死体を埋却することとなる場合に備えて、あらかじめ、その埋却の用に供するために、成牛1頭当たり1.3平米換算の土地の確保、その他の必要な措置を講じること。

ブタの場合には、右にございますように、成豚1頭当たり0.5平米換算の土地の確保というような基準を設けてございます。

更に、次の項目でございます。感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存という観点からの基準でございます。

23番といたしまして、次に掲げる事項に関する記録を作成し、1年間以上保存すること。

①といたしまして、家畜飼養区域に立ち入った者、氏名及び住所または所属並びに当該立入日、目的、用務及び車両の持ち込みの有無等、これらの基準でございます。

② 所有者等が海外に渡航した場合、その滞在期間及び国名。

③ 導入した家畜の種類、導入元、頭数、健康状況及び導入日。

④ 出荷した家畜の種類、出荷先、健康状況及び出荷日。

⑤ 飼養家畜の異常の有無。異常があった場合は、症状、頭数及び獣医師の診療実績でございます。

続きまして、ここから先、24番からでございますが、これは大規模農場に関する追加の措置という観点からの基準でございます。

24番、ウシ、ウマ、スイギュウ、これらについては200頭、大規模農場がどういった基準かというのをここで示しております。メンヨウ、ヤギ、シカでは300頭以上の所有者、これらの所有者については、畜舎ごとに専用の衣服及び靴を設置して使用するという基準でございます。

更に、右をごらんいただきまして、ブタ、イノシシの頭数の基準でございます。ブタ、イノシシにつきましては、3,000頭以上の所有者、これらを大規模農場という定義づけをいたしまして、これらの飼養者の方々につきましても、畜舎ごとに専用の衣服及び靴を設置して使用していただくこと、これらが大規模農場に関する追加措置の1番目でございます。

16ページ、25番、ウシ等大規模の所有者につきましては、農場ごとに適時に診療が可能な担当の獣医師または診療施設、これらはいずれも家畜保健衛生所との連絡を常日ごろ緊密に行っている者に限るという規定を取らせていただいております。これらを定め、定期的に当該獣医師から当該農場の家畜の健康管理について指導を受けることでございます。

続きまして、26番、大規模所有者につきましては、従業員が特定症状、これも後ほど御

説明いたしますが、特定症状を確認した場合に、家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したルールを作成し、これを全従業員に対して周知徹底をすること。

更に、家畜の伝染性疾病の発生の予防及び蔓延の防止に関する情報を全従業員に対して周知徹底をすること。これらを基準として設けてございます。

同様の基準を、やはりブタにも設けるということで、右側の欄にブタに対する基準ということも設けてございます。

更に、欄外に注として書いてございますが、基本的に現状の案といたしましては、２月１日時点の状況を４月15日の間に報告を行っていただく。ただし、飼養頭数がわずかである者ということで、ウシ、ウマ、スイギュウについては１頭、それからブタ、イノシシ、ヤギ、メンヨウ、シカについては５頭、それからニワトリ、ウズラ、アヒル、キジ、ホロホロチョウ、これらについては100羽未満、ダチョウにつきましては10羽の飼養者の方々につきましては、家畜の所有者名、それから飼養場所の住所、飼養家畜の種類及び頭数、これらのみの報告にとどめるというような規定を設けようかということで、現状の案として御提示をさせていただきました。

事務局からは、以上でございます。

○村上委員長　ありがとうございました。今の内容について、委員から御意見や御質問はございませんか。

お願いします。

○西委員 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○国内防疫調整官 [redacted]

[redacted]

○村上委員長 [redacted]

○西委員 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○清水委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

[redacted]

○津田委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○川田補佐 [redacted]

[redacted]

○村上委員長 [redacted]

○清水委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○岡部委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○佐藤委員 [redacted]

○国内防疫調整官 [redacted]

○佐藤委員 [redacted]

○国内防疫調整官 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

[redacted]

○村上委員長 [redacted]

○恒光委員 [redacted]

○国内防疫調整官 [redacted]

○恒光委員 [redacted]

[redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○佐藤委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○西委員 [redacted]

○川田補佐 [redacted]

○西委員 [redacted]

○川田補佐 [redacted]

○西委員 [redacted]

○川田補佐 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○川田補佐 [redacted]

[redacted]

○村上委員長 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○川田補佐 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○明石委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○明石委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○明石委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○明石委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○明石委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○西委員 [redacted]

[redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

[redacted]

○西委員 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○平田委員 [redacted]

○村上委員長　はい、わかりました。ありがとうございました。それでは、更なる意見がほかにないようでしたら、本件については、事務局において、今日の委員の意見を現在の案に反映させて、次の本小委員会において修正案を提示するということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○村上委員長　ありがとうございます。もし、更なる意見がございましたら、後日、事務

局に文書でお送りいただければと思います。

それでは、引き続き、事務局から説明をお願いします。

○川田補佐　それでは、引き続きまして、私の方から資料５に基づきまして、早期通報に関する案ということで御説明をさせていただきます。

患畜の早期発見・通報の在り方という検証委員会の今後の改善方向の中で、基本的には、国がある一定の症状を示して、口蹄疫等を否定できない家畜については、速やかな通報ルールを定めるべきだろうということに基づきまして、早期通報の基準等の案を御提案させていただきます。

細かい法律の条文等につきましては、２ページ、字が細かくて大変恐縮でございますが、記載をさせていただいております。

今回のこの早期通報の届出のルールということにつきましては、基本的には、ある一定の基準を定めまして、その基準に沿ったものは速やかに通報をしていただくということでございます。

更にその一定の基準で通報していただいた中に、更に別の基準を設けまして、それに該当する場合には、検体を自動的に送付していただくという二段構えの仕組みになってございます。

その仕組みを具体的に、３ページをごらんいただきますと、イメージということで示させていただいております。

13 条の２第１項に基づく届出というのが、一番左、青い矢印がございます。一定の症状があれば、こういった届出をしていただく、更に、その届出された症状の中で、家畜保健衛生所が受ける通報の中で、四角の中の網で囲ってございますが、別途、13 条の２、第４項という規定がございまして、この規定に基づいて届出をしたと同時に検体を提出させる要件というのを別途定めることにしております。なので、通常の通報と、それからその通報の中でも特定の別の要件に該当した場合には、検体を自動的に送付するというような仕組みを今回定めたということでございます。

具体的にどういった基準になるのかというのを言葉で書かせていただいておるのが４ページでございます。

届出が必要な症状についてということでございます。まず、次に掲げる、一番上の表でございますが、１から３のいずれか１つ以上の症状を呈していることを発見した獣医師または所有者の方は、都道府県知事にその旨を届けなければならないという規定でございます。

これは、各畜種共通の基準というか、症状ということで、御提案をさせていただいております。

まず、１番でございますが、①といたしまして、39 度以上の発熱を示した家畜、これらが泡沫性の流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下または泌乳停止のいずれかの症状を呈して、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭または乳房のいずれかに

水疱、びらん、潰瘍または瘢痕を呈している場合というのが、まず、１つ目の基準でございます。

瘢痕等につきましては、そこにありますように、明らかに外傷に起因するようなものは除くというような除外を設けております。

２つ目の基準といたしまして、同一の畜房、これは肥育牛なんかの場合では１つの中に２頭であるとか、多いところでは７、８頭というような飼い方をしているところがございますが、その区画を畜房というふうに考えていただければよろしいかと思います。

括弧書きの中の単飼の場合にあっては同一の畜舎ということについては、繁殖農家の場合等については、１頭１房というか、そういった飼い方があろうかと思います。

それから、酪農家なんかにおけるスタンチョン等につないで飼う場合、こういった場合を単飼というふうな定義をしてございますが、そういった場合には、同一の畜舎内において口腔内等に水疱等を呈している家畜が複数頭存在している場合。

３つ目の基準といたしまして、同一の畜房内において哺乳畜の半数以上が過去２日以内に死亡した場合。この括弧書きの中、２番と同じく単飼の場合にあっては、隣接する畜房において複数頭の哺乳畜が過去２日以内に死亡した場合。これが３つ目の基準でございます。

ただ、この３つ目の基準につきましては、これらの原因が不適切な飼養管理、急激な気温の変化であるとか、火災であるとか、風水害、その他の非常災害等、原因が明らかな場合には、届出の対象から外すという規定を設けてございます。

これらが第１に通報が必要な症状でございます。

それから、その下、参考といたしまして、13 条の２第４項に基づき届出と同時に検体を提出させる要件と書いてございます。これは、届出を受けた都道府県知事は遅滞なく、当該家畜の写真等、資料を添えて農林水産省に報告することとなっておりますが、次のいずれか、下に１番から３番まで書いてございますが、これらのいずれかに該当する場合には、報告の際、検体を同時に提出するという規定でございます。

まず、１番目といたしましては、農場内の複数の畜房において、上の表の中に書いてございます、１から３までに掲げる症状のいずれか１つ以上の症状を呈していることを確認した場合でございます。これは、要は、複数の各畜房において確認される症状は同一であることは要しないというふうに注意書きが書いてございますが、例えば複数の畜房で１番の症状と、それから３番の症状が確認された場合であるとか、１番の症状と２番の症状が確認された場合、あるいは１番の症状が複数の畜房で確認された場合ということも当然あろうかと思います。そういった場合には、検体を提出することと定めてはどうかという提案でございます。

それから、２番目といたしまして、単飼の場合にあっては隣接する畜房、要するに隣り同士にあった畜房について、１番または２番に掲げる症状を呈した場合には、検体を送付していただくということでございます。

ただ、必ずしも隣接しない場合であっても、症状の写真であるとか、畜舎の構造であるとか、配置、そういったものの判断が必要であろうかと思います。

そういった判断をするという意味で、３番といたしまして、その他、農林水産大臣が検体の提出を求める場合ということで規定をしてはどうかと、先ほど申しました、隣り同士ではないんだけれども、同じ畜舎内の２つ、３つ空けたところでそういった症状が確認された。更に写真等を提出いただいて、これは検体を鑑定に回した方がいいだろうという判断があれば、そういった場合でも提出を求めることができるというような規定として３番の規定を設けてはいかがかということでございます。

ちなみに、５ページにつきましては、今回、宮崎県の発生事例、１例目から 20 例目までを抽出したものでございます。黄色の網かけがされているのは、豚での発生例ということでございます。

この右から４つ目のカラムのところに、家保立入時の症状、それから更に１つ空けて左側に農家における端緒とその時期というようなことで、例えば１例目であれば、４月９日、飼養牛の１頭の口腔内にびらんを確認。家保が立ち入った時点では１頭のみに流涎、口腔内びらんを確認等、その家保が立ち入ったときの症状、それから農家が発見したときの症状とその時期というようなことを 20 例ほど、初期の事例ということで掲げておりまして、基本的に今回、提案させていただいている症状で当てはめたというか、これが該当するのかどうかということを一応、事務局の方でも確認して、基本的に 20 例までの間で、こういった症状であれば、通報がされる、通報例に該当するということから、案として提案をさせていただいているところでございます。

６ページ以降につきましては、これは宮崎県が独自に作成した資料でございますが、同じように宮崎県で発生した口蹄疫の症状ということで、１枚めくっていただきますと、牛と豚とそれぞれ症状と、その発生例の中の比率ということの数字が掲げられております。

それから、それ以降につきましては、実際の写真等が掲載をされているところでございます。

事務方からは、以上でございます。

○村上委員長　ありがとうございます。今の内容について、委員から御意見や御質問はございませんか。

どうぞ。

○津田委員 [redacted]

○川田補佐 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○平田委員 [redacted]

[redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○清水委員 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○国内防疫調整官 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○西委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]
○西委員 [redacted]
○動物衛生課長 [redacted]
○村上委員長 [redacted]
○動物衛生課長 [redacted]
○村上委員長 [redacted]
○恒光委員 [redacted]
○川本総括 [redacted]
○村上委員長　それでは、本日の意見を案に反映した形で、今後、事務局において都道府県から意見聴取を行い、その結果を、本小委員会において、再度報告していただくことにしたいと思います。

それでは、引き続き、事務局から説明をお願いします。

○嶋崎補佐　動物衛生課の嶋崎です。私の方から資料6の口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針について御説明したいと思います。お手元に御用意ください。

昨年、宮崎で口蹄疫が発生いたしまして、それに関する検証委員会の報告書が11月に公表されたんですけれども、その中で、国が定める防疫指針については、常に最新、最善のものとしておくべきであるという御指摘をいただいております。

また、今般、改正いたしました家畜伝染病予防法の中でも、農林水産大臣は最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、防疫指針の再検討を加えなさいとされております。

こうしたことから、これまでの防疫対応及び最新の科学的知見を踏まえまして、本指針の改正案を作成いたしましたので、御審議をお願いいたします。

それでは、時間の関係もありますので、簡潔に説明させていただきます。

改正案は、まず、前文がありまして、その後、第1の基本方針から第16のその他まで16の項目で構成されています。

まず、1ページ目は、前文がありますけれども、口蹄疫は伝播力が強く、近隣諸国でも

発生が継続していまして、その防疫に当たっては、関係機関が連携し、実効ある防疫体制を構築する必要があるとされています。

また、一番下のパラグラフでは、本指針は、少なくとも３年ごとに再検討を行うとされています。

次に、２ページは、第１の基本方針が書いてありますが、口蹄疫の防疫対策で最も重要なのは、発生予防と早期の発見・通報、更には初動対応であるとされています。

２では、農家は飼養衛生管理基準を遵守し、国や都道府県は発生予防と発生時に備えた準備に万全を期すものとされています。

３ページの第２、発生予防及び発生時に備えた事前の準備につきましては、１で農林水産省の取組み、つまり海外における発生状況についての情報提供ですとか、あと、検疫の強化、それから全都道府県を対象とする防疫演習の開催などが挙げられています。

また（７）では、周辺国で分離されたウイルス株に対して、有効なワクチンに関する情報を集め、いわゆる使えるワクチンを十分量備蓄すること。

それから、ワクチンには限界があるということを周知するということがうたわれております。

２の都道府県の取組みでは、農家に飼養衛生管理基準を指導することですとか、農家ごとに所在地や飼養頭数、埋却地の確保状況、こういったものを把握するということで、（１）から（11）まで記載されています。

その中で、事前に埋却地が確保できていない場合につきましては、４ページの（10）に①から④がありますけれども、こういった措置を講じるとされています。

続きまして、５ページからは、第３、異常家畜の発見及び検査の実施についてですけれども、６ページの２のところに、都道府県による臨床検査というのがありますけれども、ここの（３）の①、②、③、いわゆる症状なんですけれども、これは、先ほど御説明したとおりなんですけれども、いずれかを確認した場合には、直ちに動物衛生課に報告するというふうにされています。

そうなりますと、今度は、検査のための検体を採取し、動物衛生研究所に送付するということになるんですけれども、それが７ページの３の検体の送付のところに書かれています。

一方、検体を動物衛生研究所に送る必要がないとなった場合につきしましては、８ページになりますが、５の経過観察にありますように、家畜防疫員が２週間、農家に行って経過観察をするとなっています。

10 ページ、第４の病性の判定でございます。まず、１に病性の判定方法とありますが、農林水産省は、病変部位の写真、疫学情報、それから遺伝子検査の結果に基づきまして、専門家の意見を踏まえて病性を決定、つまり、陽性かどうかというのを決定します。

ただし、続発している例で、口蹄疫特有の臨床症状を確認できる場合は、遺伝子検査の結果を待たずに、直ちに病性を判定するとされております。

それで、陽性というふうに判定されなかった場合は、すぐに陰性とはならずに、血清抗体検査及びウイルス分離検査の結果を待ちます。これらの検査で陽性の結果が出た場合は、改めて専門家の意見も踏まえて病性を判定いたします。

逆に、血清抗体検査でもウイルス分離検査も陰性となりますと、その家畜は陰性という形になります。

いずれかの段階で陽性となった場合は、２に示します家畜を患畜または疑似患畜というふうにいたします。

まず、患畜につきましては、２の（１）に示しますように、①の口蹄疫ウイルスが分離された患畜、②の特有の臨床症状があって特異的な遺伝子が検出された家畜。③の特有の臨床症状があって、抗体が検出された家畜、これらが患畜になります。

疑似患畜については（２）の①から⑤に示す家畜、これらが疑似患畜になります。

この患畜の判定につきましては、特に②番のところのPCRで患畜にするというところがございます。これにつきましては、是非につきましても、併せて後ほど御議論いただければと思っています。

11 ページの第５に病性判定時の措置とあります。口蹄疫が発生となりますと、都道府県は関係者へ発生を連絡いたしまして、そして農林水産省と都道府県はそれぞれ対策本部を設置し、報道機関等に公表し、防疫措置に必要な人員を確保するということが書いてございます。

14 ページ、第６発生農場における防疫措置とあります。１は患畜及び疑似患畜のと殺ですけれども、原則として 24 時間以内に完了するとなっていますが、（７）のところに示しますように、豚の大規模飼養農場で発生し、迅速なと殺が困難な場合は、抗ウイルス薬を投与するということが書かれております。

２の死体の処理ですけれども、これについては、原則として 72 時間以内に埋却するとされていますが、農場内または周辺に埋却地が確保できず、離れた埋却地へ死亡畜を移動させなければならない。こういった場合につきましては、15 ページの①から⑤、上のところに①から⑤がありますけれどもも、この措置を講じることとしております。これについても、この措置について不足等がないか、御確認いただければと思っています。

３番で汚染物品の処理、４番で畜舎等の消毒、５番で家畜の評価についてそれぞれ記載がされてございます。

今度は 18 ページ、第７、通行の制限でございます。法の第 15 条の規定に基づきまして、発生農場周辺に通行の制限または遮断を行うというのが書いてございます。

続きまして、19 ページは、第８、移動制限区域及び搬出制限区域の設定でございます。

まず、移動制限区域につきましては、発生後、速やかに発生農場を中心に半径 10km 以内の区域を設定します。ただし、判定前であっても、口蹄疫の可能性が非常に高くて、これはもう口蹄疫かなとなりますと、動物衛生課と協議の上、判定の前であっても設定することができるとなっています。

先ほど7ページのところで少し説明をしたんですけれども、異常畜の通報があって、検体が送られましたら、7ページの真ん中辺りに3の（2）の①、②、③という、これは疫学の情報なんですけれども、検体を送ったときには、これらの疫学情報を提供していただくんですけれども、これらの情報などから、その時点で既に感染が拡大している可能性が非常に高いと考えられる場合には、半径 10km を超えて、もっと広範囲にわたって移動制限区域を設定するということもあります。場合によっては、それも当該都道府県全体ですとか、回りの関係都道府県も含めた全体、かなり広範囲の移動制限区域を設定することもあるというものでございます。

それから（2）では、搬出制限区域ですけれども、原則として、移動制限区域に外接する発生農場を中心とした半径 20km 以内の地域、これを搬出制限区域といたします。

（3）では、家畜市場またはと畜場で発生した場合について書かれていますけれども、これまでの指針では、これについては言及されていなかったんですけれども、今度からは原則、そのと畜場または家畜市場を中心とした半径1km以内の区域を移動制限区域といたします。搬出制限区域は設定いたしません。

その患畜の出荷元の農場は 10km の移動制限、それから 20km の搬出制限区域となります。

（4）の区域の設定方法につきましては、各区域の境界というものは、市町村等の行政単位または道路、河川、鉄道、こういった境界が明示できるもので適当なものに基づいて設定するとなっています。

20 ページの2の区分の変更でございますけれども、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合につきましては拡大して、逆に感染拡大が限定的になっているという場合には、半径5kmまで移動制限区域を縮小することができるとなっています。

3の制限の解除ですけれども、これは（1）（2）、この2つの要件を満たしたら解除するとなっています。

4の制限の対象、これは 20 ページの（1）から 21 ページ（6）までのものなんですけれども、特に（2）の生乳につきましては、今までは発生農場と、その発生農場の近接農場という表記になっていたんですけれども、今回、それを発生農場と半径1km圏内の農場というふうにいたしました。これについても御確認いただければと思います。

21 ページの5の制限の例外でございますけれども、制限の期間中、例えばその制限区域の中に非発生農場がありまして、そういう農場から出る敷料ですとか、排泄物、それから死体、こういったものをずっと農場に置いておくわけにはいきませんので、特に死体については化製場に移動できればと考えまして、ここに示します①から⑥の措置を講じることで、これらを移動制限区域内の処理施設、化製場とか、そういった処理施設に移動することができるとしています。この①から⑥の措置につきましても、不足等がないか御検討いただければと思います。

23 ページからは、第9の家畜集合施設の開催等の制限でございます。移動制限区域内で

は、この１の（１）から（４）、搬出制限区域では２の（１）と（２）がそれぞれ禁止となってございます。

24 ページは、第 10 の消毒ポイントの設置でございますけれども、２番の（１）から（４）、こういった事情を考慮して、発生農場の周辺、それから移動制限区域、それから搬出制限区域の境界、その他の場所に消毒ポイントを設置しなさいとなっています。

26 ページは、11 のウイルスの浸潤状況ということでございますけれども、まず、疫学関連の調査になりますが、病性判定日から 21 日さかのぼった期間というのを対象にしまして、人、それから物ともに疫学情報を収集いたします。

（２）の①から④に示します疫学関連家畜については、その移動を禁止して、臨床観察及び血清抗体検査を行います。

27 ページの２番のところに、移動制限区域内の周辺農場の調査が書かれております。都道府県は、発生が確認されますと、すぐに移動制限区域内の農場を対象に（１）の電話調査を実施しまして、異常家畜の有無を確認いたします。

続いて、立入検査を行いますが、（２）になりますが、24 時間以内に、まず、半径１km 以内のすべての農場、それから移動制限区域内の大規模な農場、これにまず立入りまして、臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査、これらを実施いたします。

これが終わりますと、今度は移動制限区域内のすべての農場に立入りまして、臨床検査を実施しまして、必要に応じて、症状があったり何かした場合には、遺伝子検査、それから血清抗体検査を実施するとなっています。

なお、３のその他の（１）に示しますように、これら１から２の調査の結果を踏まえまして、必要がある場合は、速やかに防疫指針の改定、場合によっては緊急防疫指針の策定、こういったものを行います。

28 ページは、予防的殺処分でございます。これは農林水産省が、例えば通報が遅かったり、感染の広がりがあったり、あとは環境の要因ですとか、防疫措置の進捗状況、こういったものを考慮しまして決定するとなっていますが、決定した場合には、特定家畜伝染病緊急防疫指針というものを策定しまして、それに基づき予防的殺処分を実施するとなっています。

30 ページは、第 13 のワクチン等でございますけれども、ワクチンはその無計画、無秩序な使用というのは、防疫上、非常に支障を来すため、その使用については慎重に判断する必要があるとされています。

動物衛生課は、ワクチン接種が必要になる場合に備えまして、発生があった場合は、その原因ウイルスの血清型、遺伝子の配列情報、こういったものの分析の結果に基づきまして、備蓄ワクチンの有効性について判定いたします。

[redacted]

[redacted]

31 ページは、家畜の再導入でございますけれども、基本、導入前と導入後２週間に家畜防疫員が農場に立入検査を行うと書いてございます。

32 ページは、発生の原因究明ですけれども、農林水産省と都道府県は発生後、直ちに発生農場に関する疫学調査の収集などの調査を行いまして、発生の原因究明に努めるとなってございます。

最後、16 はその他でございまして、例えば家畜の例外的な取扱いをしないことですとか、別に留意事項を定めますということが記載されております。

以上、駆け足でしたけれども、御説明させていただきました。

以上でございます。

○村上委員長　ありがとうございました。今の内容について、委員から御質問、御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○津田委員 [redacted]

[redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○清水委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

[redacted]

○村上委員長 [redacted]

○西委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○西委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○西委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○西委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○岡部委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○岡部委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○岡部委員 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○岡部委員 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○岡部委員 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○平田委員 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○佐藤委員 [redacted]

[redacted]

○三浦審議官 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○明石委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○明石委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○明石委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○嶋崎補佐 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

[redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○津田委員 [redacted]

[redacted]

○村上委員長 [redacted]

○恒光委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○恒光委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○恒光委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

[redacted]

○西委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○西委員 [redacted]

[redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○西委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○西委員 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、本件についても、事務局において本日の委員の皆様の意見を現在の案に反映させ、次回の本小委員会において修正案を提示するということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○村上委員長　ありがとうございました。もし、さらなる意見がございましたら、後日、事務局に文書をお送りいただければと存じます。

それでは、引き続き、事務局から説明をお願いします。

○藁田調査官　皆様のお手元にお配りしている資料について、私は調査官の藁田でございますけれども、防疫作業マニュアルの関係ですが、皆様のお手元に２種類の資料をお配りしています。

最初の１枚紙をごらんになっていただけますか。まず、このマニュアルの目的でござい

ます。防疫指針でもいろいろなことについて記述されておりますが、昨年の宮崎の発生を見ますと、やはり殺処分、埋却作業の遅れ、これらが発生拡大のかなり大きな要因になったんではないかと考えられることに加えて、消毒対応、これについてもかなりのマンパワーが要ったこともあり、かなりの混乱が見られました。

実際に口蹄疫が発生した際、これらの３つの作業は、現場で非常に多くの労力を使いますし、また、これらの作業を迅速に進めることが蔓延を防止するために非常に重要で、各都道府県が具体的な作業方法を想定した上で、日ごろから準備しておく必要があろうと考えております。

今回、宮崎の防疫対応で得た経験も踏まえまして、殺処分、埋却、消毒、この３つの防疫作業について、標準的なマニュアルとして、作業マニュアルとして作成し、防疫指針の参考として各都道府県に配付したいと考えております。

今後の進め方でございますが、皆様お手元に配ってあるのは、かなり分厚くなっておりますが、まだ作業中でございまして、今後ブラッシュアップして、更に防疫指針との整合性も確認した上で各県に配付したいと考えております。

ちなみに、この資料については、当初、農林水産省から、動検も含めて、実際に宮崎の方に作業に行ったメンバー、更に農政局、家畜改良センターの実際に作業に参加したメンバーが手分けして、また、宮崎県、鹿児島県がかなり詳細なマニュアルを既に作っておりますので、協力を得ながら作ったものでございます。

都道府県においては、先ほど言った鹿児島、宮崎のように、かなり力のある、もしくは経験が豊富な県については、自前でこういうマニュアルが作れるわけでございますけれども、なかなかそういう経験がないところ、また、ちょっと家畜防疫員の数とか、そういうところが足りないところは、こういう国が作ったマニュアルも参考にして、各県独自のマニュアルを作っていただければと考えております。

このマニュアルについても、これから定期的に行う予定の防疫演習の結果、更には防疫関連技術の進展に踏まえて、どんどん見直したらいいのではないかと考えております。

残念ながら、先ほど御指摘になりました遠距離の輸送とか、そういうところについては、まだ抜けております。ある程度技術的に固まってくれば、追加するなどのバージョンアップをこれから続けて、各県の実際の作業の参考にしていただけたらと考えております。

時間も押しておりますけれど、内容について簡単に紹介いたします。

まず、開いていただいて目次でございます。マニュアルの目的から、発生に備えた日ごろの準備、それから殺処分前の準備作業、殺処分の実施、殺処分後の作業、埋却作業、焼却作業、最後に参考資料という構成になっております。

内容については、時間の関係で事細かには説明できませんが、家畜防疫員とか、NOSAIの職員の方はもちろんでございますけれど、実際の防疫作業には市町村の役場職員、それから農協の関係者、そういう方々も実際の作業に参加していただくということで、そういう各団体のリーダー的な方も、こういうものを読んで作業に備えていただければと考えて

おります。なるべくわかりやすい言葉で、また、写真なり、図をかなり多く使って実際の作業のイメージをつかみやすいような形で作っております。

それで、先ほど申し上げましたように、資料を更に追加して、その上で各都道府県に配付して、いろいろまたアイデアをいただきながら完成していきたいと考えております。

私の方からの説明は、以上でございます。

○村上委員長　ありがとうございました。それでは、今の内容について委員から御意見、御質問はございませんか。

どうぞ。

○岡部委員 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○西委員 [redacted]

[redacted]

○藁田調査官 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○藁田調査官 [redacted]

○村上委員長　ほかにございますか。ありがとうございました。

では、本件につきましても、先ほどの御意見を案に反映した形で、今後、事務局において都道府県からも意見の聴取を行い、その結果を小委員会において再度報告していただくことにいたします。

また、もし更なる意見がございましたら、後日、事務局に文書でお送りいただきたいと思います。

それでは、引き続き、事務局から説明をお願いします。

○川田補佐　それでは、私の方から資料８でございます。新たな防疫指針の作成にかかる論点ということで、お話をさせていただきます。

現在、家伝法上重要疾病ということで位置づけられている牛疫、牛肺疫、それから豚コレラにつきまして、防疫指針というのが作成されておりません。今後、これらの３疾病について防疫指針を作成するということで、現在、事務局でも案を検討しております。

その考え方といたしまして、牛疫とアフリカ豚コレラにつきましては、既存の口蹄疫、豚コレラの防疫指針等ございますので、そういったものを準用して今後作成していくと。基本的にはOIEの診断マニュアル等を参考にし、移動制限等についてもそれぞれの感染力の強さというものを参考に踏まえて作成をしていくということにしております。

ただ、牛肺疫につきましては、マイコプラズマということもございまして、診断等についてはOIEのマニュアル等を参考にし、ただ、移動制限等につきましては、そもそもの設定の必要性があるかどうか、必要であれば具体的にはどの程度のものが必要なのかということを踏まえて、本日、また後日でも結構ですので、御意見をいただきまして案として、事務局として作成いたしまして、次回の小委員会に御提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○村上委員長　ありがとうございました。本件につきましては、本日御議論いただいて、御意見を踏まえて、事務局で案を作成して、次回に提示したいという説明がございました。今の内容について、御意見や御質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○津田委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○村上委員長　ほかにございますか。それでは、この件につきましては、次回の本小委員会において、今後、事務局が作成する防疫指針案を検討することといたします。

それでは、引き続いて、事務局から説明をお願いします。

○川田補佐　引き続きまして、資料9でございます。病原体所持等規制につきまして、説明をさせていただきます。

資料の9に規制のイメージということで資料を添付させていただいております。

今回、家伝法の改正に伴いまして、今までなかった家畜伝染病の病原体の所持規制というものを新たに設けることとしております。

基本的な考え方といたしましては、その所持に関して許可が必要なもの、それからその所持に関して、許可ほどではありませんが、届出が必要なものという枠組みで検討しております。それぞれにつきまして、具体的な所持の基準、許可の基準ということになれば、施設の基準、それから使うソフト側の基準等、今、事務局の方で検討を進めているところでございます。

これにつきましては、有識者の方々のいろいろな意見を聞きながら、鋭意作業を進めているところでございまして、成案整いました時点で小委員会の方には御報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○村上委員長　ありがとうございました。今の内容について、委員から御意見や御質問はございませんか。

どうぞ。

○清水委員 [redacted]

○川田補佐 [redacted]

○岡部委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○岡部委員 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○西委員 [redacted]

[redacted]

○川田補佐 [redacted]

○西委員 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

○津田委員 [redacted]

○村上委員長 [redacted]

ほかにございますか。

ありがとうございました。それでは、引き続き、事務局から説明をお願いします。

○古田補佐　動物衛生課の古田と申します。サンマリノ共和国の口蹄疫等清浄国認定とい

うことでして、これは、指定検疫物の輸入解禁案というものでございます。サンマリノ共和国というちょっとなじみのない国かもしれないんですけれども、イタリアにございまして、イタリアの中にある世界で５番目に小さな国です。そこから豚肉を日本に、イタリア産の豚肉を原料としたものをサンマリノで加工して日本に輸出したいという要請が来ました。

背景のところなんですけれども、海外から輸入される動物とか畜産物を介して伝染病が我が国に侵入することを防止するために、法律に基づいて発生地域を定めて、輸入禁止地域からの偶蹄類の動物の輸入禁止をしております。

10ページの参考２ですけれども、ここに家畜伝染病予防法の施行規則、第43条の表ということで、左に地域、それからそれぞれ輸入できるものが右側に並んでおります。

一番上から、いわゆる清浄地域と、これで監視伝染病の中で、非常に病性が激しくて伝播力の強い牛疫と口蹄疫、アフリカ豚コレラの３疾病を対象に考えておりまして、一番上から清浄地域と、真ん中の欄になりますと、発生はないけれども、家畜衛生上、何らかの問題がある地域。一番下になりますと、汚染地域ということで、こういう区分になっております。

それで、今回、サンマリノから清浄地域として認めてもらいたいという要請がございましたので、そのリスク評価を行ったということでございます。

それで、もう一度、最初の資料に戻っていただきまして、背景のところの（２）ですけれども、今、申しましたように、偶蹄類の肉の輸入解禁に当たって、リスク評価を行って清浄国として認定すると、それで輸入禁止地域から除外する必要がございます。

このリスク評価につきましては、当該国の家畜衛生体制であるとか、飼養状況、畜産物の流通、それから疾病の発生状況、それから評価対象疾病に対する法令、防疫措置等の情報に基づき行っております。

それで、２．のところですが、サンマリノ共和国のリスク評価の結果というところですけれども、2009年10月にサンマリノ共和国から要請がございました。それで、イタリアとサンマリノというのは、イタリアの中にある国ですので、1999年にイタリアの清浄国認定を日本がやっているんですけれども、そのときに、サンマリノも同時に疾病の発生状況とか、清浄性というのは確認されておりました。ただ、家畜衛生管理体制とか、疾病に関する法規、防疫措置等については確認されていなかったので、今回、書類審査と現地調査を行ったところでございます。

２ページ目に別添が付いておりまして、この別添が私どもが確認した内容でございます。細かいので説明は省きますけれども、最後の総括のところになります。５ページ目のⅢの総括のところで我々が確認した結果、家畜衛生体制に関しては、組織、法制度とも口蹄疫、それから豚コレラ等の重要疾病の予防や発生時の防疫対応が可能な体制が整備されていると、輸入検疫、診断等に関してもイタリアとの緊密な関係があると。

それから、農家の指導体制、重要疾病のサーベイランス、通報体制が機能していると、

それから我が国への輸出に必要な検疫、証明等の対応に問題はないと考えられる。

それから、1999年にイタリアの清浄性確認時に、疾病の発生がないことを確認して以降、悪性の家畜伝染病の発生がないという結論に達しました。

それで、また、資料10の1ページ目に戻っていただきまして、今、申し上げました結論と同じですけれども、サンマリノ共和国の家畜衛生体制に関する情報、現地調査の結果を踏まえまして、サンマリノ共和国を口蹄疫の清浄国として認定して、豚肉の輸入を認めることとするということを家畜衛生部会に報告したいと考えております。

○村上委員長　ありがとうございました。今の内容について、委員から御意見や御質問はございましょうか。

どうぞ。

○清水委員 [redacted]

○古田補佐 [redacted]

○村上委員長　よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、初めに事務局から説明がありました、我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続にしたがって、手続を進めるということで、次回の家畜衛生部会において報告することといたします。

最後に、事務局から連絡事項等がございましたら、お願いいたします。

○国内防疫調整官　今後の小委員会の審議スケジュールについてでございますが、既に御案内しておりますけれども、24日の10時から本小委員会を開催させていただきまして、諮問事項についてのさらなる御審議をお願いしたいと考えております。その後も、必要に応じて本小委員会を開催させていただきたく思います。

また、報告ですけれども、6月30日から7月1日にかけて、家畜衛生部会の現地調査を関東圏で行います。今のところ考えているのは、群馬、栃木ということでございますので、御報告申し上げます。

その後、7月中に第14回の家畜衛生部会を開催させていただきたいと思っておりますので、現地調査及び各小委員会からの報告を踏まえまして、御審議をしていただくこととなっております。

以上でございます。

○村上委員長　ありがとうございました。それでは、委員から全体を通して、御意見、御質問等はありますでしょうか。

どうぞ。

○清水委員 [redacted]

○川田補佐 [redacted]

○清水委員 [redacted]

○動物衛生課長 [redacted]

○清水委員 [redacted]

○国内防疫調整官 [redacted]

○清水委員 [redacted]

○川田補佐 [redacted]

○清水委員 [redacted]

○村上委員長　ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本日の予定の議事が無事終了いたしました。委員の皆様方には、ありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

○国内防疫調整官　どうもありがとうございました。本日の委員会の結果概要につきましては、事務局で既に案を作成しております。今、配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。時間も押しておりますので、全部配り終わった後に、私の方から読み上げさせていただきます。

今日は、全部決定したということが少のうございまして、引き続き御審議をいただくということですので、議論の中で、質疑については、特に書き込んでございません。それで、１番から読ませていただきます。

１、小委員長の互選について、本小委員会に所属する臨時委員の互選により、村上委員が小委員長に選出された。

２、飼養衛生管理基準の改正について、口蹄疫対策検証委員会の報告を踏まえ、家畜飼養区域（バイオセキュリティーゾーン）の設定・家畜の健康観察と問題が確認された場合の対処、埋却地の確保等の規定について審議し、引き続き議論を行うこととされた。

３、早期通報の対象となる一定の症状について、宮崎県での口蹄疫発生時における通報事例を基に、発熱、泡沫性流涎、水泡等を組み合わせて定めることについて審議し、引き

続き議論を行うこととされた。

４、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について、移動制限区域及び搬出制限区域の設定方法、移動制限区域内の周辺農場の調査方法等について議論し、引き続き検討することとされた。

また、防疫指針を補完する防疫作業マニュアル案について審議した。

５、サンマリノ共和国の口蹄疫等清浄国認定について、同国の家畜衛生体制等に関する情報、現地調査の結果を踏まえ、同国を口蹄疫等の清浄国として認定することについて報告を受け、了承を得た。

以上でございます。

○村上委員長 [redacted]

○国内防疫調整官 [redacted]

○西委員 [redacted]

○国内防疫調整官 [redacted]

○西委員 [redacted]

○国内防疫調整官　はい。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、あと、更に細かい文言については、小委員長とすり合わせさせていただきますが、後ほど、この概要を農林水産省のホームページに公表することを予定しております。この会議が非公開であるということで、毎回概要を報告させていただいております。

どうもありがとうございました。それでは、最後に、動物衛生課長の川島からごあいさつ申し上げます。

○動物衛生課長　今日は、本当に御熱心に御審議をいただきましてありがとうございました。また、村上委員長におかれましては、円滑な議事進行に努めていただきまして、ありがとうございます。

口蹄疫は、まだアジア地域で多発をしておるということですので、日本にいつ入ってくるかもわからないという状況で、気を緩めることができないと思っております。今回改正されました家畜伝染病予防法、これは本当に実のあるものにしていくというためには、本日御議論いただいたような管理基準ですとか、防疫指針、こういったものがポイントになろうかと思っています。今日、いただいた御意見をまた、事務局の方で反映させていただいて、次回にまた御意見をいただくということで進めていきたいと思いますので、是非、御協力をよろしくお願いいたします。
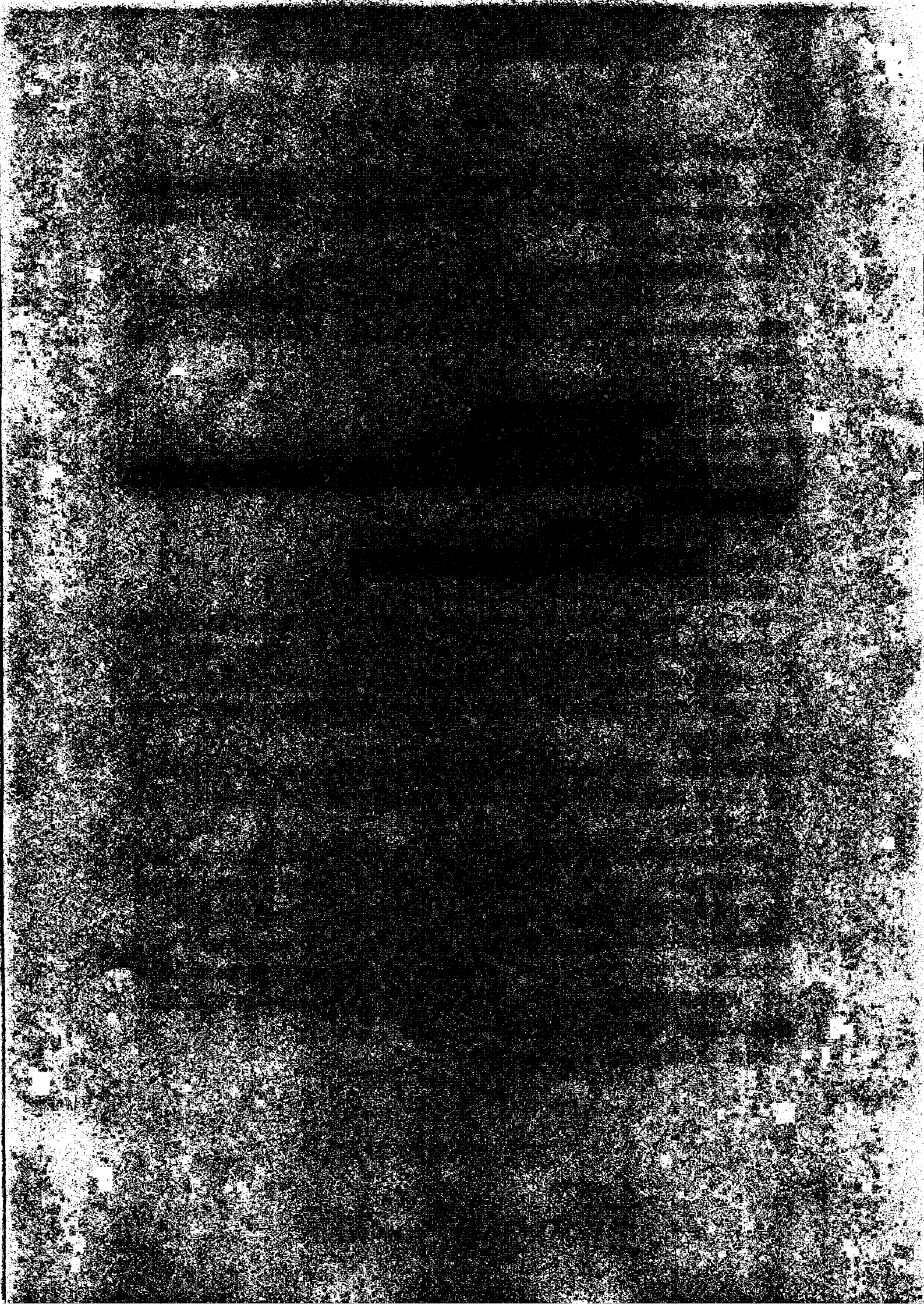
本日は、どうもありがとうございました。